

白方小学校金管バンド部活動に係る活動方針

令和5年4月

1 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

(1) 適切な休養等の設定

① 学期中の活動時間（1日当たりの上限・1週間当たりの上限）

平日	休日	週計
2時間	3時間	11時間

※1 祝日や振替休業日、長期休業日などを含む週は上限を11時間とする。

※2 祝日や振替休業日、長期休業日などを含まない週は上限を9時間とする。

平日3日（火水金）：15:00～17:00（お迎え・または学童）

（6校時がある学年は、15:30～）

休日1日（土曜日）：9:00～12:00（お迎え）

② 長期休業中の活動時間

- ・ 夏季休業中の活動は20日までとする。ただし、同一大会は1回と数える。
- ・ 活動時間及び休養日の設定については、長期休業中においても上記のとおりとする。
- ・ 活動時間について、1週間当たりの上限内（週11時間）で実施する。
- ・ 1週間以上の連続した休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ・ 学校閉庁日、年度末と年度始め（3月25日～4月6日）には練習を実施しない。

(2) 学校単位で参加する大会等の見直し

村教育委員会が定める大会数の上限の目安（年間12大会程度）をふまえ、参加する大会等を精査する。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 望ましい運営体制の構築

可能な限り児童が自ら活動計画等を立案し、運営する体制を構築する。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組み

教育課程との密接な連携を図り、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努める。

(3) 方針・計画・実績の公表と検証

活動方針、年間計画、毎月の活動計画、活動実績をホームページで公表し、部活動保護者会で確認する。

3 児童の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 児童のニーズを踏まえた文化芸術環境の整備

友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、児童が参加しやすいような多様なレベルやニーズに応じた活動を行う。

(2) 地域移行の推進

児童が個々のニーズに応じて文化芸術活動を行うことのできる環境と、教員が学習や生活・進路面等で児童と向き合うなどの本務に専念できる環境を整備するため、東海村教育委員会と連携し、部活動を休日から段階的に地域移行する。

4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

児童の安全確保、指導内容の充実と部活動指導業務の適正化を図る観点から、複数顧問交代による単独指導を原則とする。